

# プール管理におけるリスクマネジメント

－現場からの緊急提言－

富山県高岡市のスポーツクラブにおける5歳男児のプールでの死亡事故の分析

2023年4月

一般社団法人日本プール管理業協会

～プールでの重大事故ゼロを目指して～

## 「再発防止に向けた提言書」の趣旨

提言書は、全国各地で発生したプールにおける事故の情報から重大事故事例について当協会の技術委員会にて類似事例を集積し、その共通点・類似点を調査・分析して、情報提供するものです。

本提言書の位置づけは、関連する団体等から出される指針と異なり、「死亡に至ることを回避する」という視点で、再発防止の考え方を示したものであり、これにより、プール管理従事者の裁量を制限したり、あるいは新たな義務や責任を課したりするものではありません。

このようなことを踏まえ、提言書は、利用される方が個々のプール管理に係る施設の規模や設備、管理体制、利用状況、利用時期等を総合的に勘案して、ご活用していただきたくお願いします。なお、この提言書は、同様の死亡事例が発生しないよう、再発防止とプールの安全管理の確保を目的として情報提供するものであり、係争等の解決の手段として利用されることを目的としているものではありません。

## プール事故の再発防止に向けた提言の公表にあたって

一般社団法人日本プール管理業協会  
理事長 吉澤 幸夫  
技術委員会委員長 布施 賀晶

警察庁は、警視庁及び各都道府県警察本部に平成 24 年 6 月 25 日付の事務連絡で、プール監視業務については、所有者から有償で委託を受けて行われている場合については、警備業務に当たると、明確な見解が示されたことにより、この警察庁からの見解を受けて、長年プール監視を業として行ってきた会社の有志によって、更なる監視技術の向上や業界の課題解決の為に、プール管理業者の初めての団体として、一般社団法人日本プール管理業協会を平成 24 年 7 月に設立しました。

当団体はプール管理全般に関する正しい知識を普及することによって、利用者の安全・安心を確保し、国民の健康増進に寄与することを目的とし、

- プールの管理運営に関する各種セミナーの開催
- プール施設の安全管理及び同施設内で活動する監視員等の能力向上施策の推進
- プール内で使用する資材・機材・薬品等の適正な使用方法の普及
- 水難事故防止のための利用者参加型の安全活動及び指導の推進
- プール施設所有者及び施設建設予定者に対する安全施策の提案、協力
- 関係機関、団体との恒常的な連絡調整による時機に即した活動の実施等の事業に取り組んでおります。

ここ数年はコロナ禍の影響もあってか、学校における水泳の授業の中止や縮小をはじめ、市民プールの開放では人数を限定した施設利用や時間・期間を限定した利用などの影響で、特に児童生徒においては水に親しむ機会が大幅に制限された事による影響から、プールにおける事故リスクが相当に高まっておりと言われておりました。そうした状況下において、本格的な夏場の到来を前に、2023 年 4 月 22 日に発生した富山県高岡市のスポーツクラブにおける 5 歳男児のプールでの死亡事故を受けて、このたびプールにおける重大事故の再発防止に向けた提言を発信するに至りました。

『プール事故の再発防止に向けた提言』は、日本プール管理業協会の技術委員会で調査している重大事故事例について、その時点の専門的知見およびプール安全管理の観点から検討し、「予期せぬ死亡を回避する」ために作成しており、広い知見から検討される学術団体などから発表されるガイドラインとは区別されるものと考えております。各プール施設においては、規模や管理体制など、その環境や事情が異なっていることなどもあり、本提言書はプール管理従事者の裁量を制限したり、義務づけたりするものではありません。そのうえで、本提言書がプールにおける重大事故の回避に広く活用されることを祈念いたします。

# プールの安全管理における基本

『プール監視のルール46』 (一社) 日本プール管理業協会

今回の事故状況より5歳の男児が約60cmのプールフロアから水深120cmのプールへ移動した事と身体にはめていたヘルパーの紐が解けて外れた事によって、足が届かない水深(身長は約115cm)であったことから水没して溺れたと分析します。

足の届かない水深で遊泳する幼児・児童は溺れるものとして監視する必要があります。

## ルール1「プールでは、浅いから溺れないという概念は捨てる」

水の事故が危険な理由は、たとえバケツ一杯の水であっても、口と鼻を覆うことができれば、誰でも息が出来ず溺れてしまうという事実があるからです。「水の事故=生命の危険がある」ということを常に認識し、浅い場所でも油断をしないようにしましょう。

## ルール7「監視は、ただ見ているのではなく事故を予測し予防せよ」

監視は一点だけに集中しないよう、担当したエリア全体を一定の時間内に確認するようにし、怪我や事故を予見できる場合は、事前に注意を促し事故を防止することが重要です。なぜなら、監視員は事故を未然に防ぐ事が第一の任務だからです。

今回の事故状況より水泳指導をするコーチの方が、お遊びといわれる時間帯にプール監視員として4人体制で監視を行っていたとのこと。その際、コーチと気心が知れている生徒さんが監視中のコーチにちょっかいを出したり、遊んであげたりする行為により、監視業務に専念する状態ではなかったと分析します。

プールにおける水面監視業務については、監視に専念する体制を取ること、すなわち指導

と監視の兼務を避け、コーチとは別に監視業務に専念する人員の配置が必要です。

### ルール 10「監視中、交代する場合は絶対にプールから目を離すな」

監視中、監視員が持ち場を交代する場合は、連絡事項やメガホンなど器材の引継ぎが終わるまでは、交代の前者・後者は重複して監視にあたり、前者は引継ぎが終了したことを確認してから現場を離れるようにしましょう。監視中はどんな場合でも空白の時間をつくらないことが原則です。

今回の事故状況より浮き具やアームヘルパーや腰用ヘルパーを着用していても、児童・生徒は遊んでいると紐が緩んでヘルパーが身体から外れ、その結果、水底に足がつかない事から呼吸ができずに溺れます。

繰り返しになりますが、監視中はどんな場合でも空白の時間をつくらないことが原則です。

### ルール 11「浮き具の利用者こそ、危険性が高いことを認識せよ」

浮き輪などを使用している子供は、泳げないことが非常に多く、特に小さな子供は危険性の認識度が低く、浮き具によっては転倒・転覆しやすい構造のものもあります。また、保護者は「浮き輪をしているから大丈夫」と目を離しがちとなり、そこに安全と思われる浮き具の危険性が存在します。浮き具を使用している利用者には十分気をつけて監視をしましょう。今回のようなヘルパーについても同様です。

プールでの溺者は大声を出して「助けてー」と叫んだり、水面で暴れたりせず、静かに水中へ沈んでいきます。

### ルール 16「溺者は暴れているとは限らない、静かに溺れる者こそ早く救助せよ」

溺者は、いつでも大きな声を出して助けを求めているとは限らない。溺者の発見は、周囲の状況や遊泳者の行動を読み取り、早期発見に努めることが重要です。もがき暴れているよう

な溺者より、静かに水没していくような溺者の方が、発見しづらく、また重篤な場合が多いので注意しましょう。一般的に溺者は、次の様な状態が考えられるので参考にして下さい。

- 浮いたり沈んだりしながら、水面に顔を出して呼吸をしようとしている。
- 呼吸をしようとして、水面付近でもがく、水面を叩く動作をしている。
- 頭が後ろに反り、はしごを上るような動作をしている。
- 疲労した者は声を出せても、水面で溺れた仕草をしていないことがある。
- 潜水中に、呼吸を止めていられる限度を超え、浮上しないで溺れることがある。
- 心疾患や脳血管疾患・強いパニック等では手足を動かせなくなり、直ぐに沈むことがある。

事故を起こしたプールの運営会社(富山・高岡市)の代表者の方のコメントによると、「溺れるわけではないだろうという過信があったんだろうと。もう取り返しのつかないことになったと思ってます」とありました。

プールにおける重大事故は、死亡という最悪のケースに繋がります。どんなに悔いても失われてしまった命を取り戻す事はできません。大切な人命を守る為にも、プール管理に携わる方は、今一度、夏季シーズンの繁忙期到来前にプールの安全管理体制を再度、点検して下さい。

『備えあれば、憂いなし』